

同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

御注意

3 2 1  
 の「とき」は、「3112」欄には、「11」欄がマイナスであるときは、「7」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載しますが、その端数が「28」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、「36」欄にこれを切り上げた金額を記載します。  
 欄には、青色申告書を提出する同族会社(期末の資本又は出資の金額が1億円以下のものに限ります。)の平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで開始する各事業年度については、「(33)+(34)+(35)」の95%相当額を記載します。

当期留保金額の計算		積立金基準額の増減		計算		所得金額		計算		課税留保金額		税額	
留保所得金額 (別表四「39の②」)	1			期末利益積立金額 (8)+(9)-(10)	11	所得金額 (13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)-(23)	24	課税留保金額 (5)-(27)	28	000			
法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	2	期中増減	適格合併等により増加した利益積立金額	9		所得等金額 (13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)-(23)	24						
住民税額の計算	3	増減	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	10		所得基準額 (24)×35%	25						
住民税額 (3)×20.7%	4					定額基準額 1,500万円× $\frac{1}{12}$	26						
当期留保金額 (1)-(2)-(4)	5					留保控除額 (12)、(25)と(26)のうち多い金額	27						
期末資本の金額又は出資金額	6					課税留保金額	28						
同上の25%相当額	7												
期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	8												
期中増減	9												
適格合併等により増加した利益積立金額	9												
適格分割型分割等により減少した利益積立金額	10												
期末利益積立金額 (8)+(9)-(10)	11												
積立金基準額 (7)-(11)	12												
留保金額に対する税額の計算													
課税留保金額						税額							
年3,000万円相当額以下の金額 (28)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	29					年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (28)-(29)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ )-(29)のいずれか少ない金額	30						
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (28)-(29)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ )-(29)のいずれか少ない金額	30					年1億円相当額を超える金額 (28)-(29)-(30)	31						
年1億円相当額を超える金額 (28)-(29)-(30)	31					計 (29)+(30)+(31)	32						
計 (28)-(29)-(30)	32					計 (33)+(34)+(35)又は((33)+(34)+(35))× $\frac{95}{100}$	36						